

「高齢者向け給付金」の申請は、お済みですか？申請期限は、平成28年8月22日（消印有効）迄です！

- 昭島市では、この給付金に該当すると思われる方には、既に申請書類等を郵送しています。
- 申請がお済みでない方は、申請書に記入、押印の上、必要書類を添付して、同封した返信用封筒でご返送いただくか、市役所本庁舎2階にあります「臨時福祉給付金コールセンター」へご提出ください。
- 申請の期限は、平成28年8月22日までとなっております。お早めの申請をお願いいたします。
- この制度の詳細については、添付したチラシをご覧ください。




問い合わせ先

臨時福祉給付金コールセンター（昭島市役所内）

電話 042-549-1780

「高齢者向けの給付金」 (3万円) をよそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。



「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、「高齢者向けの給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されますが、以下の点にご注意願います。

「高齢者向けの給付金」に関して、



- 市区町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や厚生労働省などが、「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。
- 厚生労働省が住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))に御連絡ください

